

「第3次行財政改革大綱」(集中改革プラン)の概要

～「第3次行財政改革大綱」(集中改革プラン)に基づき、改革を進めます～

- 基本目標** 行政と住民との協働により、住民ニーズに適切に対応できる簡素で効率的な行政システムを確立する
- 推進期間** 平成17年度～平成22年度(6年間)
- 基本姿勢** 行政経営の考え方に基づく「役場改革」と、住民自治・地域自治のさらなる推進による「地域改革」を同時に進めていく
- 行革項目** 5つの重点プログラム(1.行政推進基盤を整備します 2.効率的な財政運営に努めます 3.「住民自治・地域自治」を進めます 4.まちづくりへの住民参画を促進します 5.住民への情報提供に努めます)、27の推進プログラム、69の実施プログラム(実施プログラムは随時追加)

役場改革「効率的な行財政運営」

目 標 行革の推進により、財政の健全性を長期的に維持する

取組み1 「村償還財源を確保するため、平成22年度までに減債基金総額を22億円にまで増強する」

取組み2 「平成17年度の普通会計村債現在高、約90億円を考慮して、平成22年度末で90億円を超えないようにする」

取組みの柱 「行政経営」理念の浸透

1. 職員の意識改革 NPM(ニューパブリックマネジメント)の調査研究、「行政経営」研修会の開催、人事考課制度の本格導入
2. 組織改革 組織のフラット化の導入検討
3. 仕事のやり方改革 事務事業評価制度の発展(施策評価の導入)、評価制度 実施計画 予算編成の連動

具体的方策

〔行政の質を高める改革〕

事務事業評価制度の発展(施策評価の導入)
電子入札制度の導入、入札参加資格申請受付の電子化
財政援助団体に対する監査の実施
附属機関の整理・合理化
行政経営研修会の開催
全職員が受講
職員提案制度の活用促進と提案内容の実現
提案件数300件、うち35件を実現
組織のフラット化の導入検討
人事考課制度の本格導入 全職員に導入
実績主義による給与制度の構築
「情報化推進計画」の策定
職員のセキュリティ意識の高揚
「窓口サービスに係る今後の取組みに関する報告書」の取組内容の具体化 など

〔歳出改革〕

時間外勤務手当の縮減 5,460万円程度の縮減
早出遅出出勤・フレックスタイム制度の導入
加除式法令集等の削減 加除手数料20%削減
文書ファイルの再利用の推進
文書ファイル1千冊の再利用
広報「とうかい」個別郵送料の削減 年間郵送料50%削減
広報「とうかい」作成業務の委託化
外宿浄水場管理の委託化
補助金の整理・合理化
外郭団体(3団体)の業務の効率化
総職員数の削減 平成17年4月1日現在の職員数465人の5%,24人の削減
退職時特別昇給制度の廃止
特殊勤務手当の見直し 10手当の廃止
公の施設への指定管理者制度の導入
新たに13施設で導入 など

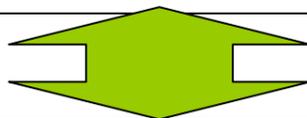
行財政改革の4つの視点

1. 行革に対するイメージの転換
行革は仕事をやりやすくする仕組み
2. 全庁的な推進体制の確立
全職場、全職員が行革の当事者である
3. 行財政の選択と集中(脱「あれもこれも」)
「あれもこれも」から「あれかこれか」への転換
4. 「生産性の向上」と「節約」を両面から推進
小さな節約・改善も大切に

〔歳入改革〕

課税客体の把握と村税の徴収率の向上
6億7千万円程度の滞納税を徴収
国保税の税率改正
施設使用料・手数料の見直し
水道・下水道使用料の徴収率の向上
6,750万円程度の滞納料金を徴収
村有財産の貸出し・売却の検討 など

双方の改革を同時に進めることが必要



地域改革「村民参加のまちづくり」

目 標

行政主導から「住民自治・地域自治」への転換を図る

取組みの柱

1. 「住民自治・地域自治」の推進
2. まちづくりへの住民参画の促進
3. 住民への情報提供

具体的方策

(仮称)自治基本条例の制定
32自治会の発足及び学区自治会制度の発足
「とうかい交遊共学ガイド」の改編
姉妹都市友好協会・国際交流協会の事務の協会への移管
観光協会事務の観光協会への移管
村民意識調査(納得度調査)の実施
パブリックコメント制度の確立及び適切な運営
(仮称)男女共同参画推進条例の制定
「みちの日事業」の推進
村の公式ホームページの内容充実
行政手続条例、情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用
附属機関の会議や結果の公開 など